

平成 23 年 1 月 18 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成 22 年(行コ)第 173 号 各不当労働行為救済命令取消請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成 20 年(行ウ)第 423 号(以下「第 1 事件」という。), 同第 724 号(以下「第 2 事件」という。), 同裁判所平成 21 年(行ク)第 6 号)

口頭弁論終結日 平成 22 年 10 月 12 日

判 決

控訴人(第 1 事件原告・第 2 事件訴訟参加人) 社会福祉法人やまばと会員光園
(以下「控訴人」という。)

被控訴人(第 1 事件・第 2 事件被告) 国
(以下「被控訴人」という。)

裁決行政庁 中央労働委員会

被控訴人補助参加人・第 2 事件原告 かじみつ福祉労働組合
(以下「被控訴人補助参加人」という。)

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決主文第 1 項を取り消す。
- 2 中央労働委員会が中労委平成 19 年(不再)第 37 号事件について平成 20 年 6 月 18 日付けで発した命令の主文Ⅱ項及びⅢ項を取り消す。
- 3 第 1, 2 審を通じ, 第 1 事件に係る訴訟費用は被控訴人の, 補助参加費用は被控訴人及び被控訴人補助参加人の各負担とする。

第 2 事案の概要

本判決で用いる略称は, 新たに付するもののほか, 原判決のものである。

- 1 本件の事案は, 次のとおりである。
 - (1) 被控訴人補助参加人は, 山口県労働委員会(県労委)に対し, 被控訴人補助参加人の執行委員長 X1 に対しその使用者である控訴人が行った配転の措置等が不当労働行為に当たるとして不当労働行為救済申立てをし, 県労委は, 原判決別紙 1 のとおり, 平成 19 年 6 月 14 日付けで, その一部を認容し, 控訴人に対し, X1 の配転等の禁止, これらに関する文書の被控訴人補助参加人への交付等を命じるとともに, その余を棄却する旨の一部救済命令(本件初審命令)を発した。
 - (2) 控訴人は, 中央労働委員会(中労委)に対し, 本件初審命令を不服として再審査の申立てをし, 中労委は, 原判決別紙 2 のとおり, 平成 20 年 6 月 18 日付けで, 控訴人の再審査の申立てを一部容れ, X1 の配転は不当労働行為に当たらないとして本件初審命令の一部を取り消し, その内容を変更するとともに, その余の再審査の申立てをいずれも棄却する旨の一部救済命令(本件命令)を発した。
 - (3) そこで, 控訴人は, 本件命令のうち再審査の申立てが容れられなかった部分の取消しを求めて第 1 事件に係る訴えを提起した。

一方, 被控訴人補助参加人は, 第 1 事件において, 被控訴人に補助参加をすると

ともに、本件命令のうち被控訴人補助参加人の不当労働行為救済申立てを棄却した部分の取消しを求めて第2事件に係る訴えを提起した。

控訴人は、第2事件において、行政事件訴訟法22条の規定に基づく訴訟参加をし(東京地方裁判所平成21年(行ク)第6号)、その後、第2事件の口頭弁論が第1事件の口頭弁論に併合された。

- 2 原判決は、第1事件につき控訴人の請求を棄却し、第2事件につき被控訴人補助参加人の請求を棄却したため、控訴人が原判決のうち第1事件に係る部分を不服として控訴をした。
- 3 前提となる事実、争点並びに争点に関する当事者及び被控訴人補助参加人の主張は、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1から3に記載のとおりであるから、これを引用する。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、控訴人の第1事件における請求は理由がないものと判断する。その理由は、次項以下に控訴理由に対する説示を加えるほか、原判決の「第3 当裁判所の判断」の1から3に記載のとおりであるから、これを引用する。

ただし、原判決19頁24行目の「組合員として」を「組合員として行った活動を理由の一つとする」と、同行目の「これを」を「同解雇の効力を争うX1の活動を」とそれぞれ改める。

- 2(1) 控訴人は、控訴理由として、争点(1)(救済の必要性(被控訴人補助参加人の実体は存続しているか))に関し、原判決が、① X1が解雇の効力を争い、同人の活動を支援する組合の活動紙が配布されていることを根拠として被控訴人補助参加人が活動を継続しているとし、② 被控訴人が被控訴人補助参加人の資格審査において被控訴人補助参加人が労働組合法(以下「法」という。)2条及び5条2項の規定に適合するものと判定し、③ X1が匿名組合員の存在を指摘していることを理由に、被控訴人補助参加人が実在しているとしたのは誤りである旨主張する。
- (2) しかし、証拠及び弁論の全趣旨によれば、被控訴人補助参加人は、平成22年に至っても毎月1回又は2回程度、自身を発行人として「かじみつ福祉労組ニュース」を発行してその活動を継続していることが認められ、現時点において被控訴人補助参加人に組合員又は匿名組合員が実際にどの程度存するかどうかは確定しがたいものの、上記のような活動を継続している以上、脱退した組合員が復帰したり新たにこれに加入する者が現れたりする可能性があることも否定され得ないことを併せ勘案すれば、被控訴人補助参加人は、労働組合としての実体を有するものと認め、その救済の必要性を肯認するのが相当である。

なお、控訴人は、X1が労働組合の組合員として控訴人の従業員たる地位の解雇を争う訴訟形式はないとして原判決を非難するが、原判決は、X1が労働組合の活動として行ったビラの配布行為を理由の一つとして行われたX1の解雇を争う活動につき、これを支援する被控訴人補助参加人の活動紙が発行されていることを理由にその労働組合としての実体がある旨認定判断したものであり、控訴人の上記非難は、原判決を正解せずに行うものにすぎず、失当である。

また、労働委員会における労働組合の資格審査においては、組合規約及びその附属諸規定、労働協約、組合役員名簿、組織形態等を記載した文書等の提出が求められ、労働委員会は、これらに基づき、法2条及び5条第2項の規定に適合することの立証がされているかどうかを判断するものであるところ(法5条及び労働委員会規則23条4項、弁論の全趣旨)、中労委が行った被控訴人補助参加人の資格審査において、かかる立証の有無を審理判断する手続が履践されず、又はその審理が不十分であり、又はその判断に誤り若しくは不当な点があることをうかがわせる事情があることを認めるに足りる的確な証拠はない。

したがって、控訴人の前記の主張は、採用することができない。

3(1) 控訴人は、控訴理由として、争点(3)(本件Y1前園長言動の不当労働行為性)に関し、控訴人にとっては、① 定款上人事を含む業務の決定権限は理事会に属し(9条本文)、Y1前園長に人事権はなく、また、② 人事に関し所属長の意見を聴くのは当然であり、Y2常務が園長に意見を求めたことをもって園長が控訴人の人事に一定の関与をしていたとはいえない上、③ Y1前園長の意見が感情的に対立していたY2常務に通じる状態にはなかったから、原判決が、Y1前園長が法2条1号所定の使用者の利益代表者に近接する職制上の地位にあると認定したのは誤りである旨主張する。

(2)ア しかし、前記認定事実、証拠並びに弁論の全趣旨によれば、知的障害者更生施設員光園は、平成18年8月1日時点で23名の職員(総職員数の約16%)を擁する控訴人の中核施設の一つであり、その園長(施設長)は、その業務を掌理統括する立場にあるとともに、経営責任者及び各事業所責任者と本部役席者が一同に集まって控訴人の当面の問題点及び方針の確認・討議をすることを目的とする運営会議の構成員としてこれに出席し、人事に関する事項を含め控訴人の事業の諸問題の討議・検討をしていたことが認められる。

イ そして、前記認定のとおり、控訴人にとっては、一般職員の人事に関し、その退職等によって欠員が生じたときは、その所属していた部署の長とY2常務とが協議し、最終的にはY2常務の決断によって適宜異動を行っており、控訴人の運営する新型特別養護老人ホーム員光園に介護職員として勤務していたX2が平成17年5月に知的障害者更生施設員光園の入所部に異動したのは、その職員1名の退職による欠員が生じたため、Y1前園長がY2常務に対し、X2の性格等を評価して同人の入所部への転入を希望する旨伝えていたこと等によるものであった。

また、Y1前園長の後任のY3園長についても、前記認定に係る園長の地位・役職の職務内容を併せ勘案すれば、前記認定のとおり、Y2常務が陣屋の森の介護職員であったX3の後任にX1を充てることを決めたことについても、Y3園長と協議等をし、その希望や意見が反映された結果であると推認することができる。

そして、前記認定に係る園長の地位・役職の職務内容を踏まえ、以上のような控訴人における人事の実情にかんがみれば、園長は、人事評価の単なる一情報源ではなく、知的障害者更生施設員光園全体の掌理者として、その意見を反

映させることが控訴人の業務運営に組み込まれていたものと認めるのが相当である(Y2 常務と Y1 前園長との人的関係が上記の判断を左右するものではない。)。

ウ また、Y3 園長は、前記認定のとおり、(a)控訴人と被控訴人補助参加人間の団体交渉に出席し(平成 18 年 3 月 8 日の団体交渉においては、被控訴人補助参加人(X1 及び X2)による看護師 1 名の増員要求に対する応答をしている。)、(b)前記前提となる事実のとおり、園長は、控訴人の常務理事とともに保護者会に出席するのが通例であったところ、合同保護者会総会や入所部保護者会に出席して保護者会の要請等に対し控訴人の方針を説明するなどし、(c)X1 が第 2 事故に係る始末書の作成提出に応じなかったことから、平成 18 年 3 月 8 日付の事故等報告書の左下余白部分に「園長命として始末書扱いとする。」と書き入れて欄外上部の「部長」欄に押印し、(d)Y2 常務が X4 に対し平成 18 年 5 月ころに本部施設の応接室において被控訴人補助参加人の状況等について問うた面談にも同席しており、これらの Y3 園長の諸活動は、単なる控訴人の方針等の単なる伝達役や従業員との間のやり取りの窓口ではなく、園長として、控訴人を代理し、又はその立場等を代弁する者としてされたものであることは明らかである。

エ 以上の諸点を総合勘案すれば、園長は、控訴人における従業員の労働関係についての方針等に関し相当範囲の機密事項に接するとともに、従業員を監督する立場又はこれに準ずる立場にあり、しかるときは、少なくとも X2(あるいは補助参加人)との関係においては、使用者である控訴人の利益代表者(Y4 理事長又は Y2 常務)に近接する職制上の地位にあったものというべきであり、他にかかる判断を左右するに足りる的確な証拠はない。

したがって、控訴人の前記の主張は、採用することができない。

4(1) 控訴人は、控訴理由として、争点(4)(本件 Y2 常務発言の有無及び不当労働行為性)に関し、原判決が本件 Y2 常務発言があったとしたのは誤りであり、その理由として、① Y2 常務が控訴人の Y5 理事宅において被控訴人補助参加人の執行委員を一人ずつつぶす旨発言した旨陳述する Y6 の陳述書は、県労委の受付の際 X1 らの依頼により作成されたものであり、信用性はなく、上記の発言が Y2 常務に被控訴人補助参加人に対する嫌悪の情があったことの徴表とはいえない旨、② 県労委の審問における本件 Y2 常務発言を肯認する X4 の供述やこれと合致する X5 の供述は、同審問のために事後に吟味した上でされたものであるから、信用性はなく、X5 は、その陳述書において上記審問において虚偽の事実を述べたことを認める陳述をし、また、Y3 園長は、Y2 常務と X4 との面談の唯一の目撃者であるから、県労委の審問における同人の供述が X4 の供述に反していることのゆえに排斥されるものではない旨、③ Y2 常務は、県労委の審問において、X4 が団体交渉に出席しないなど組合活動をしていない様子から被控訴人補助参加人の組合員でなくなったのではないかと思ったとの感想を述べたにすぎず、かかる供述のゆえに Y2 常務が X4 の組合員としての活動に関心をもっていただけと認められない旨(なお、控訴人は、Y2 常務が控訴人の理事として被控訴人補助参加人の内部に関

心を持つのは当然であり、何ら悪事ではない旨も主張する。)を主張する。

- (2) 検討するに、Y6の上記陳述部分については、同人は、控訴人の業務について決定する理事会の構成員であるY5理事の娘であり、その立場にかんがみ、ことさら虚偽の事実を記載した陳述書を作成する必要性や動機が存したとは認められず、また、同人が同陳述書を作成した際の状況に関し、これに虚偽の事実を記載したことをうかがわせる事情を認めるに足りる的確な証拠もない。

また、県労委の審問におけるX4の供述についても、その具体性及び一貫性を肯認することができるほか、同供述に現れたX4の行動を規定した同人の意見や心情等にも格別不自然な点はないとともに、同供述にことさら記憶にない点を付加したり記憶に反する供述をしたりしていることをうかがわせる事情を認めるに足りる的確な証拠はなく、その供述が採用するに足りるものであることは、原判決の説示するとおりである。

なお、控訴人は、X5の県労委の審問における供述も糾弾するところ、同人の陳述書には「自治労連のX6氏、X1さん、X2君等からの強い要請があったことは事実です。」との陳述部分があるが、それ自体は、県労委の審問における供述が虚偽であることを認めるものではなく、上記陳述書の一文によっては、X5及びこれと附合するX4の供述の信用性が失われるものではない。しかるときは、県労委の審問におけるX4の供述がY3園長のそれと附合しないことだけのゆえをもって、直ちにその信用性が失われるともいえない。

さらに、Y2常務の被控訴人補助参加人やその組合員に対する関心、意向等についてみるに、Y2常務においてX4が団体交渉に出席していないことを認知し、これを理由にあまり組合活動をしていない旨の認識を持つこと自体(この点は、Y2常務が県労委の審問における供述において自認している。)、被控訴人補助参加人やその特定の組合員に対する関心があったことの現れであるとみるのが相当であり、控訴人の前記(1)③の批判は当を得たものとはいえない。

そして、前記認定に係るY2常務のY5理事宅での発言その他被控訴人補助参加人やその組合員に対する対応のあり様をも踏まえれば、被控訴人補助参加人に対する否定的感情を有するとともにその内部の状況について関心を持っていたY2常務が本件Y2常務発言をしたものと認めるのが相当であり、他にこれを左右するに足りる的確な証拠はない。

したがって、控訴人の前記の主張は、採用することができない。

- 5(1) 控訴人は、控訴理由として、争点(5)(本件団交の態様の不当労働行為性)に関し、原判決が控訴人の交渉態度が誠実であったとはいえないとしたのは誤りであり、① 控訴人は、本件配転を撤回する意思はなかったものの、これにより生じ得る事項についての問題提起があれば、その協議を行う用意があったにもかかわらず、被控訴人補助参加人は、本件配転の撤回しか主張しなかった旨、② X1にあっては、本件配転により、介護福祉士の受験資格を取得するために必要な経験の蓄積や通勤時間の短縮等による負担の軽減があるから、夜勤手当相当額の収入が減少するのやむを得ず、また、被控訴人補助参加人の委員長として組合活動を行う上で受ける時間的制約はさほど大きいものではないから実質的にほとんど不利益

を被らない上、夜勤手当相当額の収入減や陣屋の森と本部施設間の移動時間を熟知していたから、控訴人において X1 に対しこれらについて説明する必要がない旨、③ Y3 園長が X1 に対し事前に本件配転の合理性について十分説明した旨主張する。

- (2) 検討するに、前記認定のとおり、被控訴人補助参加人は、本件団交申入書において、本件配転をしないこと、X1 の異動が避けられない場合には同人を選んだ理由を明確にし、X1 の同意を得て本部施設内での異動とすることなどを要求事項としたものであり、その内容は、本件配転とは大幅に異なるものの、X1 の異動自体を一切受け入れないとするものではなかったものである。

一方、前記認定のとおり、控訴人は、本件団交によって本件配転を変更することはあり得ないとの方針でこれに臨み、被控訴人補助参加人に対し、本件配転につき、その理由として X1 の 2 度の与薬過誤のみを挙げ、通常の人事異動の一環であって撤回はあり得ない旨及び夜勤手当相当額の収入の補償の要求には応じられない旨回答して議論を打ち切った上、被控訴人補助参加人の日を改めた団体交渉の要求にも応じずに約 30 分程度で本件団交を終了させ、本件配転の時期が X3 の退職予定日の 1 か月前であること、他の施設よりも陣屋の森への異動が適切であることなどについては説明をしていなかったものであり、かかる本件団交の経過からすれば、控訴人が本件配転の合理性等について十分な説明をしたとはいいがたい。また、控訴人が本件団交においてかかる説明をする必要がなかったと評すべき程度に事前に Y3 園長等が X1 に対し本件配転に関する説明を尽くしていたとも認められない(前記認定のとおり、Y3 園長は、X1 に対し、数回にわたり本件配転の示唆、告知等をし、Y2 常務とともに職員に対して介護業務の必要な資格の取得を奨励しているが、これらをもって本件配転について十分な説明をしたとはいいがたく、他にそのようにいふべき事情があることを認めるに足りる的確な証拠はない。)

なお、本件配転により夜勤手当相当額の収入減、組合活動を行う上での時間的制約等が生ずること自体は、X1 において想像することが可能であり、また、それらの不利益の程度が著しく深刻なものではないとしても、一定の不利益が X1 に生ずること自体は否定され得ないのであるから、前示のとおりの本件配転の内容にかんがみれば、これを基礎付ける合理性等について十分な説明をせずに本件団交を終了させた控訴人の交渉態度が誠実なものであったとはいいがたい。

以上の点からすれば、控訴人の交渉態度が誠実であったとはいえないとした原判決の説示は正当として是認することができ、控訴人の前記の主張は、採用することができない。

- 6(1) 控訴人は、控訴理由として、争点(6)(本件就業規則変更の不当労働行為性)に関し、原判決が、被控訴人補助参加人において、変形労働時間制の採用や懲戒解雇を含む解雇事由の改定等本件就業規則変更の具体的な変更内容についても了解していたとまではいえないとして、控訴人が被控訴人補助参加人に対し本件就業規則変更を事前に通知すべき信義則上の義務を怠ったとしたのは誤りであるとし、その理由として、控訴人が労働基準監督署から本件是正勧告等を受けたことを知

っていた被控訴人補助参加人は、労働時間に関し就業規則が変更されることを予測することができたこと及び解雇事由の変更は根本的かつ重大なものではないことを挙げる。

- (2) しかし、前記認定のとおり、本件就業規則変更は、変形労働時間制の採用及び懲戒解雇を含む解雇事由の改定等に関するものであることからすれば、基本的かつ重要な労働条件にかかわるものであり、平成18年1月協定においても、労働条件の変更又は改定が団体交渉事項であるとされているのであるから、これを実施することは義務的団体交渉事項に該当するものであったというべきである上、被控訴人補助参加人においては、就業規則の変更の届出がされるであろうことを予測していたものと認められるものの、本件就業規則変更の具体的な変更内容について了解していたことを認めるに足りる的確な証拠はないことからすれば、控訴人は、被控訴人補助参加人に対し、平成18年1月協定に基づき、信義則上、本件就業規則変更を事前に通知すべき義務があったにもかかわらずこれを怠ったものと解するのが相当であり、これと同旨の原判決の説示は、正当として是認することができる。

したがって、控訴人の前記の主張は、採用することができない。

- 7(1) 控訴人は、控訴理由として、争点(7)(中労委の救済方法の相当性)に関し、中労委が本件命令主文第2項記載のとおり文書交付を命じたのは、その裁量権を濫用し、又はこれを逸脱したものであって、原判決がかかる命令につき労働行為の被害救済措置として適切でないとはいえないとしたのは誤りであるとし、その根拠として、① 本件 Y1 前園長言動、本件 Y2 常務発言、本件団交における態度及び本件就業規則変更は、いずれも不当労働行為に当たらない旨及び② 中労委の挙げる控訴人と被控訴人補助参加人(及び組合員)との間の労使関係、労使紛争の推移等は、謝罪文の交付を命ずる理由にならず、また、県労委又は中労委が不当労働行為と認定したのは本件配転を除き Y1 前園長や Y2 常務の発言等の付随的なものにすぎず、控訴人と被控訴人補助参加人間に深刻な労使紛争はなかった上、Y1 前園長、X2 及び X4 もすでに退職し、X5 は被控訴人補助参加人から脱退し、X1 も懲戒解雇され、被控訴人補助参加人の実体は消失しているから、今後、被控訴人補助参加人に対する不当労働行為は生じ得ず、謝罪文の交付を命ずるのは、憲法の保障する言論の自由や思想信条の自由を侵害するものである旨主張する。

- (2) しかし、控訴人の被控訴人補助参加人に対する不当労働行為が存しない旨の主張が採用することができないものであることは、前示のとおりである。

また、前記認定に係る控訴人と被控訴人補助参加人(及びその組合員)との間の労使関係、労使紛争の推移等からすれば、前示の各不当労働行為が単に控訴人(その経営者及びこれに準ずる立場において控訴人の事業の運営に関与する者を含む。)の人事や団体交渉に係る所要の手續等についての認識の僅かな不足やその忘失、一過性の手違い等によるものであるとはいえないことは明らかである上、被控訴人補助参加人がその実体を失ったものではないことも前示のとおりであること及び X1 の解雇が有効であることを認めるに足りる的確な証拠はないことにかんがみれば、Y1 前園長、X2 及び X4 が退職しているとしても、中労委が本件命

令において、控訴人に対し、被控訴人補助参加人への主文第2項のとおり文書交付を命じたことは、前記認定に係る不当労働行為の被害救済措置として適切でないといふことはできず、中労委がその裁量を濫用又は逸脱したものとはいえない。

したがって、控訴人の前記の主張は、採用することができない。

第4 結論

以上の次第で、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第4民事部